

泉防災担当大臣閣議後定例記者会見質疑概要（防災関係のみ）

・平成20年6月24日（火） 10：32～10：44 於：警察庁18階 第4会議室

（問）（岩手・宮城内陸）地震の関係なのですが、堰き止め湖はどのようになっているのでしょうか。

（泉大臣） 最初、3つの（堰き止め）湖について、国土交通省が直轄事業として取り組まれて、既に1つは道筋がついております。あと2つにつきましても既に着手していただいております。それに加えてさらに3つ追加をして、国の直轄事業として取り組んでいく、今調査を進めて対策を練っていただいております。ただし、梅雨の時期に入って少し雨の量が増えているようでございますので、現場では安全を見ながら急いでいただきたいという思いを持っております。決壊するようなことがないように、一層努めていただきたいと思っていますところでは。

（問） 地震の関係で2点お伺いしたいのですが、まず1点が今回非常に山間部の被害が大きかった地震と思うのですが、激甚災害の指定の基準の見直しについてお考えがあれば、お教えて頂きたい。また、残念ながら未だに救出されていない方がいらっしゃるのですが、その中で自衛隊も撤収というかたちになりまして、今後政府として人命救助の、救出の方にどのように取り組んでいくのかという点についてお聞かせください。

（泉大臣） 最初のお話はいわゆる激甚災害の指定、あるいは、被災者生活再建支援法のことを念頭に置いてのお尋ねかと思えます。これは、激甚災害につきましては、先日来ご説明をいたしましたように、昨日第一次の報告をいただくように、27日までに、最終の被害額の報告をいただくようにということでお願いをしております。これは、現場は大変混乱しておりますので、国の関係者も中に入って、あるいは航空写真等も活用して被害額の想定をするようにというお願いを内閣府の防災担当としてさせていただいているわけで、これが出てまいりますと激甚災害の指定が可能なかどうかということが明らかになってくるわけであります。

そして、被災者生活再建支援法については、これも10世帯というものの考え方が一応ベースとなっておりますので、今我々は承知しておるところでは、倒壊戸数が4戸だというふうに承知をいたしております。単純な数値からいけば、これは、合致しないわけですが、もう少し精査をする分野があるかもしれないと思っております。この基準は、激甚災害の指定も、それから被災者生活再建支援法の考え方も、今回でルールを変えようという考え方は今のところございません。今までずっと適用させていただいた事柄でございますので、それぞれその法律の背景もあつたりいたしますから、直ちに变えなき

やならないとは思っておりません。だが、こうした被害の実績を積み重ねるなかで、特に山間部などではどうするか、という議論は今後の課題として出てくる可能性は否定はできないと思っておりますが、今のところは今申し上げましたとおりでございます。

それから、人命救助の事柄についてでございますが、これは、行方不明者の皆様方のご家族はじめ関係者の御心中は察して余るものがあります。一方で、宮城県知事が、よく言われます72時間を大幅に超えておる、それから、災害の現場の実態、等々を踏まえて今回自衛隊の搜索要請を取り下げるというご決断をなさった。これは苦渋の決断だったと私は思っております。これから県警と消防が救助活動を続け、自衛隊には民生支援という、水とかそういう事柄を続けていただくという判断をなさったということについては、本当に重いご決断だったと思います。それから市長はもう少しのばさせないか、というご発言があったわけです。これも市長の立場としては、本当に身近な方々の命に関わることであっただけに、そうしたご発言もこれは私は理解できますが、総合的に判断して一番地元で状況を把握していただいております責任者の方々の判断ですから、それはご判断にしたがって、我々があと出来ることはしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

(以 上)